

□ 面倒なL/Cを使わずに済む安全な決済方法はないか？

(質問)

信用状(L/C : Letter of Credit)は、輸出者の依頼で輸入者の取引銀行が発行する支払い確約書ですから、この決済は安心なのは分かります。しかしその反面、L/C 開設の督促や内容確認・必要書類のチェック、及びこれに合致した船積書類の作成等々煩雑な事務手続きが必要となります。もっと簡便で安全な貿易決済方法はありませんか？

(回答)

電信送金 Telegraphic Transfer Remittance

貿易実務に携わる担当者にとっては、L/Cで要求される船積書類上の小さなミスでアンペイドを食らったりして、上司から大目玉を食らい、確かに納得が行かないことも多いでしょう。それでは他にどのような貿易決済方法があるか「安全」という観点でチェックしてみましょう。輸出者の立場からすれば、貨物代金を先に貰う前払い(T/T Remittance in Advance)が一番安全確実です。しかし相手側の輸入者からすると、商品を見ぬうちに代金を支払わねばならず、大きなリスクを抱えることになるので、余程良好な関係でない限り契約が成立しません。これとは反対に貨物到着の後払い(T/T Remittance after Shipment)では、輸出者の代金回収リスクが大きく承知出来ません。

D/P (Documents against Payment)

D/A (Documents against Acceptance)

D/P：輸入者の支払いに対し船積書類を引渡します。輸出者が振り出した荷為替手形と船積書類が銀行経由輸入者に提示され、輸入者が代金支払いと引換えに船積書類を受領し、B/L (Bill of Lading:船荷証券)を船会社に提示して貨物を引取ります。D/Aの書類の流れは基本的にD/Pと同じですが、

荷為替手形に支払期限(Due Date ; 例えばB/L 後 180 日以内等)が記載されており、この荷為替手形を引受けることで銀行から船積書類を受領します。

D/Pの方がD/Aと比べより安全といえますが、輸入者だけの支払い確約で連帯保証人が居ないのがこの決済の難点です。

L/Cは輸入者取引銀行の支払い確約書

貿易取引は、輸送期間が長く商品の引渡しと代金決済のタイムラグが発生するので、通常の国内商取引に比べ双方にリスクが大きくなります。そこで輸出者・輸入者それぞれのリスクを回避するため銀行が信用を供与する信用状が広く活用されています。既存の貿易金融における信用状の取引では、輸出者・輸入者・銀行等と取引関係者も多いうえ、郵送やEメール等の手段で事務手続きを行っており、手続きに時間を要することが課題となっています。しかしながら、新しい取引先や大きな金額の貿易取引の場合、現時点ではL/Cが最良といえます。今後はブロックチェーン技術(=皆で持ち合っており皆で使えて、誰も改竄出来ない台帳)を活用することでL/C手続きの省力化が期待されます。取引関係者が、情報を同時に共有することで、信用状の事務手続や修正手続の迅速化が可能となりましょう。